# 法学の学問システムへの開 放?

ードイツ学術審議会『ドイツ法学の視座: 状況・分析・勧告』(2012年)を素材に―

齋藤 暁\*

#### 要旨

本稿は、2012年にドイツ学術審議会により公表 された『ドイツ法学の視座:状況・分析・勧告』の 概要を素描し、一方でそこで示されたドイツ法学に 特徴的な法ドグマーティクの方法、他方で基礎科目 のあり方の考察を通じて、本勧告の内容と意義、そ してそれに通底する法学の学問システムへの開放と いう考え方の中身を明らかにすることを目的とする。 法学は法適用者を補助する法ドグマーティクによっ て法システムと結びつくが、そこでは基礎科目の認 識が構造上排除される傾向があるため、学際的・学 領域内的な基礎科目により、それを外側から「学的 に」観察する道筋を制度化する必要がある。もっと も、本勧告が示す基礎科目の強化は、下位分野の分 化自律によって法学の一体性を瓦解させるジレンマ を同時に抱えるため、これを回避するには、一見逆 接的に思われるが、法学の中心に位置する法ドグマ ーティクとの結びつきに絶えず注意を払う必要があ るだろう。

キーワード:ドイツ学術審議会、法ドグマーティク、 基礎科目、学際性、学領域内性

## I. はじめに

2000年代後半以降のドイツでは、国法学を中心に法学の自己理解を広く問い直す研究が盛んである<sup>1</sup>。その中心をなすのは、ドイツ法学に特徴的な法ドグマーティクの方法を見直す動きであり、その際に見受けられるキー

ワードは「省察」、「理論」、「学際性」、「国際 性 | 等である<sup>2</sup>。

この流れに棹差し、2012年にドイツ学術審 議会〔Wissenschaftsrat〕により『ドイツ法学 の視座:状況・分析・勧告』(以下「本勧告」)と 題する勧告が公表された<sup>3</sup>。さしあたり学術審 議会とは、1957年9月5日に連邦と州の間で締 結された行政協定〔Verwaltungsabkommen〕 により、連邦・州・学界の意見調整の場とし て設置された機関である4。その任務の1つ として、「学問、研究、大学分野を内容的およ び構造的に発展させる包括的な勧告を作成す ること」(行政協定2条1項)が挙げられ、こ れに基づき専門科目の調査や将来の大学発展 のための現状分析ならびに提言が行われてい る。本勧告もこの任務の一環として作成さ れた。

ところで、本勧告が筆者の関心を惹いたの は、これがドイツ法学の自己理解を再考する 近年の議論動向に棹差す<sup>6</sup>からだけではない。 より興味深いのは、法ドグマーティク中心の 法学の方法を基礎科目や学際研究により学問 システムへと開放する方向性を、研究と教育 の双方から摘示した点にある。これは法学と 隣接科学、あるいは法解釈学<sup>7</sup>と基礎科目の 関係如何といった、ドイツ法学―その枠組を 継受した日本も然り一が19世紀に学問分野と して成立して以来の普遍的な問いに他ならな い。このため、本勧告は2010年代のドイツ法 学界で少なくない反響を得た8。もっとも、

本勧告ではドイツ法学に特徴的な法ドグマー ティクの概念やシステム論に特有の用語法が 使用されるため、その内容や意義を理解する のは決して容易ではない。そもそも、本勧告 に通底する法学の学問システムへの開放とい う考え方自体、決して自明のものではない。

そこで以下では、まず本勧告の概要を素描 し(Ⅱ)、次にそこで示された法システムに軸 足をおく法ドグマーティク(Ⅲ)と学問シス テムに軸足をおく基礎科目(Ⅳ)について考 察し、最後にこれらの考察を整理したい (V)。これにより、本勧告の内容と意義、そ して法学の学問システムへの開放の中身も明 らかとなるだろう。なお、管見の限り本勧告 は日本では検討された跡が未だなく、またそ の問いが広く法学の方法に本質的な問題を提 起する点で、比較法や法分野の如何を問わず 広く共有される意義があると考える。

#### Ⅱ.本勧告の概要

#### 1. 公表の経緯と本勧告の構成

学術審議会によれば、本勧告は2011年1月 に国内外の専門家の協力の下に設置された研 究会を母体に、ヒアリングや対談等の審議過 程を経て2012年11月9日にハンブルクで採択 された(6)。本勧告は前書きと要旨、AとB の章、そして図表等の付録からなる全編111頁 の小冊子であり、Aでは統計資料を用いたド イツ法学の「状況」が確認され、これを受け

この議論状況に関する邦語文献として栗島(2018)を参照。

Wissenschaftsrat (2012). なお、本文中のカッコ内の数字は本勧告の頁に対応する。 学術審議会の組織と任務に関しては徳本 (2022) を参照。

<sup>5</sup> Röhl (1994), S. 89f. ただし、勧告自体は事実上の―しかし連邦と州の学術振興に強い―影響力を持つに留まる (ebd., 8f., 89f.)。

Gutmann (2013), S. 700.

本稿で法解釈学と法ドグマーティクの用語は互換的に扱われる。

雑誌Juristenzeitungでは特集も組まれた (vgl. Grundmann (2013); Gutmann (2013); Hillgruber (2013); Lorenz (2013); Rixen (2013); Stolleis (2013))<sub>o</sub>

てBでは研究と教育に関する「分析と勧告」 が行われる。

## 2. ドイツ法学の自己理解

#### 2.1. 専門職養成学(部)としての法学(部)

本勧告では、学術審議会の考えるドイツ法学の自己理解が前提となる。審議会によれば、専門科目としての法学は学問システムと結びつくと同時に、特別な仕方で法システムとも結びつく(5,7)。ここで「特別な仕方」とは、法学が判決による法発見を法実務とともに用意し、さらに実務とともに形作る点で「直に実践的な視点」を有することをいう(5,25)。ドイツ法学の特徴は「理論と実務の密接なかすがい」に(5,7)、また「大学の学問と法実務、中でも裁判権が密接に結びついていること」にある(27)。そこから、大学の法学部は医学や神学と並ぶ「専門職養成学部「Professionsfakultäten」」として理解される(5,7)。

さらに、法学は基礎科目と実定法科目 [dogmatische Fächer] に区分される(30f.)。 基礎科目では、法の歴史的、哲学的、社会学的、政治学的、心理学的、経済学的、犯罪学的な基礎が研究され、専門科目としては法哲学、法理論、法史学、比較法学、法社会学、法心理学、犯罪学が設置される。他方で、実定法科目では公法、私法、刑法が柱となるが、これらに共通するのは「現行法の把握[Durchdringung]、理解、解釈、適用」に取り組む法ドグマーティクである。この「概念による法の体系的な加工作業たる法ドグマーティク」は、ドイツ法学の特徴として「学問と実務に共通のコミュニケーション空間を創出する」(31)。ドグマーティクが中心的な位 置を占めるドイツでは、基礎科目の講座担当者が同時に実定法科目の代表であることもある。しかし、この数十年で「一方で実定法科目と基礎科目、他方で理論的な研究と適用志向の研究の対立が強調されるようになった」。双方の対立は互いを孤立させ、機能不全に陥らせるばかりか、「法学の一体性にとって有害」でさえある。法学に共通の土台を意識することは、過度の専門分化から法学を守り、一体性を維持し、研究の質向上にも役立つ(35)。

### 2.2. 法・法学・法実務の関係

法学は規範科学 [Normwissenschaft] として、対象である法の特性に深く規定される。すなわち、実定法は可変的であり、言語的に構成され、また社会生活に影響力を有する。法学の任務は、可変的でときに矛盾を孕む法規範を発展させ、また持続的な妥当要求を伴う一人間の尊厳や法治国家等の一法原則を確保することにある。具体的な事案で「獲得された認識は、法ドグマーティクにより構造的に纏められ、発展させられる」ため、法学は法実務と関係する (28f.)。「法学は裁判所と協働し対決する中で、現行法を首尾一貫させ、必要があれば矛盾を解消し、また現行法に基づき新たな問題に対する適切な法的解決を生み出すことに取り組むのである」(27)。

## 3. ドイツ法学における研究と教育の強化

#### 3.1. ドイツ法学の課題

本勧告によれば、今日のドイツ法学はEU 化や国際化の進展に伴う法の構造変化、国内 外の法システムの動態的変化、国内外の学問 システムの変容に伴う法学の専門科目として の地位など困難な課題に直面している(5,7,24)。これに対して、法学は「基礎科目の強化、学際的・学問分野間の交流の強化、そして法学の[…]学問システムへの開放」により、研究と教育の双方で強化される必要がある(7)。

#### 3.2. 法学研究の強化

以上の方針にしたがい、ドイツ法学には法 の構造変化に適応する力が要求される。

第1に、法学の共通基盤への取り組み強化である(7f.,36)。これは「専門主義的な応用知から専門科目と専門科目外の文脈に関する包括的な知識へとアクセントの移動を遂げる」ことで可能になるという。法学部は包括的に理解される「法教養教育〔Juristische Bildung〕」のコンセプトを発展させることで「コンテクストを意識した知識〔Kontextwissen〕」と「基礎知識」を伝達することが強化され、「大学教育は細々とした知識〔Detailwissen〕から解放される」という。

第2に、隣接科学の視座を法学に取り込む 学際性の強化である(8,36)。基礎科目の強化 は法学が精神科学や社会科学と交流する機会 の増大を意味するため、「法学にとって、基礎 科目の意義は高く見積もられねばならない」。 基礎科目は「現行法のより良い理解」に到達 でき、実定法が批判的な省察を受けられる参 照領域となる(32)。それゆえ、法学には法シ ステムだけでなく、学問システムとしての役 割も期待される。その例として、法システム から独立して学的な方法によって法と法シス テムを省察できる点、学際的な省察の獲得に 貢献する点、法学が学問システムに組み込ま れることで、文化科学や社会科学との連携を 可能にする点などが挙げられる(32f.)。

第3に、法と法の研究を国際的に開放するための学術スタッフの強化であり(8,36)、これにより視座の多様性や人的な多様性 [Diversität] が強化される(8,41f.)。具体的には、女性研究者の割合の増加、外国人教授の受け入れ、専門大学 [Fachhochschule] における法学教育の発展である。さらに、法学研究の質と成果の評価手法の改善要求として、独創的な研究業績を持つ著者の教授任用手続や、出版物の質向上のために書評の活性化も勧告される(8f.,48ff.)。

## 3.3. 法曹養成教育の強化

専門職養成学部としての法学部教育は、第 一試験をもって終了する。これは法曹養成教 育〔juristische Ausbildung〕として学生の役 に立ち、また若手法律家の養成により司法へ の責任を果たすという。それゆえ、法曹養成 教育の問題は法学部教育の学問的性格と関わ らざるを得ない。本勧告によれば、大学の法 学教育では法適用、法形成、法律相談におけ る専門知の養成が目標とされるが(53f.)、こ うした実定法科目中心の授業では「あまりに も一面的に」規範適用の知識伝達や事案解決 が志向されており(56)、そこで「学的に省察 する要素は良い扱いを受けていない」(53)。 したがって、実務志向の授業を継続しつつ、 学的に省察する力の養成が必要となる。そこ で鍵となるのが、上述の「法教養教育」によ る「コンテクストを意識した知識と基礎知識 の伝達」であり、具体的な授業カリキュラム 形成として、2002年の法曹養成改革で新たに 導入された重点領域科目9の構造転換が不可 欠となる (57,59)。審議会の評価では、重点

領域科目は専門的な個別分野(例えば国際 法、経済法、財政法、消費者保護法、海洋法、 国際海洋法など)を増やしただけで、法学の 共通基盤となる基礎知識の役に立っていな い。さらに、授業カリキュラムとして、(i) 隣 接学部との協働による基礎科目の深化(60)、

- (ii) 基礎科目と実定法科目の統合(58f., 60f.)、
- (iii) 比較法の参照の強化 (61) が勧告される。

# Ⅲ. 法システムに軸足をおく法ドグマー ティク

# 1. 法システムと学問システムをカップリン グする法ドグマーティク

まず本勧告で注目すべきは、法学が学問分 野として学問システムと結びつくだけではな く、法実務との密接な関係から法システムと も結びつき、それゆえ「専門職養成学(部)| として理解されるという、法学に固有の学問 的性格が強く意識されている点である。この 言い回しから明らかなように、本勧告はシス テム論から多くの着想を得ている。それを社 会学者ルーマンに従い掻い摘んで説明すると、 次のようになる。すなわち、複雑化した現代 社会は、全体社会から機能的に分化自律した [ausdifferenziert] 数々の部分システムから構 成される。システムは、法の場合には「適法

と違法 |、科学の場合には「真と偽 | といった ように、各々に固有のコードに準拠したコミ ユニケーションの中で自律的に再生産され、 自己と異なるシステム―環境―から機能的に 遮断される10。本勧告のいう法システムや学 問システムも、全体社会から分化自律した一 個の部分システムであり、一方のシステムに とって他方のそれは環境である。もっとも、 システムと環境は全く相容れないわけではな い。ここでルーマンは、システム同士が共通 の要素で相互浸透し、互いに感度を高め合う ことを「構造的カップリング」により説明する。 これは、あるシステムが他のシステムの構造を 継続的に前提とする場合に成立する。例えば、 憲法は政治実践が法的手続に即しているかを判 断する法システム上の根拠であるが、政治シス テムの側では権力が憲法の定める手続内で行使 されるよう制限する装置でもある11。

本勧告の理解では、学問システムに属する 法学が「特別な仕方」で法システムと結びつ くのは、それが専門職養成学(部)として法 実務と密接な関係にあるからに他ならない。 そして、法学—学問システム<sup>12</sup>—と裁判所を 中心とする法実務―法システム―を構造的に カップリングするものこそが、次にみる、制 度化された法学の下位分野たる法ドグマーテ ィクなのである $^{13}$ 。

<sup>9</sup> 第一試験の合格は、法定されたドイツ法学部の修了要件である(ドイツ裁判官法5条1項)。その配点比率は、2002年の法曹養 成教育改革によって、従来の州ごとに実施される筆記試験科目に70%、事前に各大学で実施される重点領域科目の成績が30% を占めるようになった。2002年の法曹養成改革について、さしあたり小川 (2011) を参照。 10 その法システムに即した説明として、Luhmann (1993)、S. 38ff. (邦訳35頁以下:第2章) を参照。

<sup>11</sup> 法の構造的カップリングについては、vgl. Luhmann (1993), S. 440ff. (邦訳577頁以下)。憲法の例はLuhmann (1993), 468ff. (邦 訳607頁以下)、福井151頁以下を参照。

<sup>12</sup> もっとも、法ドグマーティクが「学問」足りうるかは、キルヒマンを筆頭に日独の如何を問わず古くから議論されてきた (Jestaedt (2012), S. 122ft.)。本稿ではこの問題に立ち入る余裕はないが、現行法の体系的把握を目指す点で法ドグマーティ クも学問的性格を備えると考える (vgl. Gutmann (2020), S. 96ft)。なお、ドイツにおける法ドグマーティクの学問的性格 は、その形成に実務家が一例えばコンメンタール等の学術文献の共著者として一関与するためより疑問視される (vgl. Lepsius (2008). S. 19ff.) o

<sup>13</sup> Jestaedt (2012), S. 137. ルーマンによれば、法学などの「専門職 [Profession]」の学問分野では、学問でありながら法シス テムという「既に確立した社会の下位システムと直接結びつき、それとともに発展する認識の営為が存続している」という (Luhmann (1990), S. 448 (邦訳505頁))。

#### 42

# 2. 法ドグマーティクの方法・課題・難点

# 2.1. 実践的な法適用補助としての法ドグマーティク

本勧告によれば、法ドグマーティクとは公 法・私法・刑法を中心とした法学部の実定法 科目であり、その方法は「概念による法の体 系的な加工作業」による「現行法の把握、理 解、解釈、適用しの補助である。これは可変 的な法を認識し、既存の体系との関係で整合 的に発展させ、「学問と実務に共通のコミュニ ケーション空間を創造」する点で、他国の法 秩序にはないドイツ法学の特徴として今日広 く共有される<sup>14</sup>。例えばヴェスティングによ れば、ドグマーティクは裁判官による具体的 な事案解決を志向して、法準則や法概念を定 式化し、精緻化し、選別することに努める。 その目的は、「諸事案で獲得された諸準則およ び諸概念の意味を言語的に固定し、それらが 他の事案(や文脈)で再び使用される際に、 可能な限り問題とならないようにする」ため である<sup>15</sup>。さらに、ヴァルドホフに従えば、 立法者に定立された抽象的な法規範は、裁判 所や行政機関が具体的な事案で適用して初め て実現されるが、その際に法は法を扱う仕方 を教えないために、その適用と解釈は常に恣 意的で不安定に展開される恐れがある。その ため、法学にはドグマーティクや法解釈方法 論を通じて、法律の適用と解釈の恣意性を可 能な限り排除し、もって法的安定性を保障す

ることが期待されるという。それゆえ、法ドグマーティクは「民主的な立憲国家に必要不可欠」な役割を果たす<sup>16</sup>。このように、法ドグマーティクは「適用補助手段」として、大学の法学者というよりもむしろ、実際の法適用に携わる裁判官等の法実務家を名宛人とし、彼らに受け入れられる程度に応じて評価される<sup>17</sup>。

#### 2.2. 法システム内在的な法ドグマーティク

本勧告が危惧するのは、法ドグマーティク それ自体ではなく、むしろ法ドグマーティク (実定法科目)が基礎科目や理論的な研究と過 度に対立し、法学部内で「学的に省察する要 素が良い扱いを受けていない」事態である。 たしかに、法ドグマーティクが現行法を対象 とする以上、法学の研究と教育はそれを中心 に規定せざるを得ない。この点で学術審議会 は、法学部の授業カリキュラムが第一試験を 中心に構成される点を的確に指摘する。試験 に必要な事案解決の授業が重視されるため に、一方で教育面では基礎科目を学ぶインセ ンティヴに乏しく<sup>18</sup>、他方で研究面でも実定 法科目への貢献が期待される<sup>19</sup>。

しかし、実定法科目と基礎科目の対立の根はより構造的な点に窺える。法システムにとって有意なコミュニケーションを可能にするには、判例一国法学の場合は連邦憲法裁判所の判例一から推定される現行法を摂取し、既

<sup>14</sup> Jestaedt (2012), S. 117ff.; Waldhoff (2012), S. 30ff., 36ff.

<sup>15</sup> Vesting (2015), Rn.21 (邦訳16頁以下)。同様の指摘としてJestaedt (2012), S. 121f.

<sup>16</sup> Waldhoff (2012), S. 17ff., 32ff.

<sup>17</sup> Jestaedt (2012), S. 122.; Vesting (2015), Rn.21f. (邦訳16-17頁)。

<sup>18</sup> Stolleis (2013), S. 712f. レプシウス曰く、「講義室で現行法を論じる際に、例えば憲法史や法社会学を熱心に参照する者は聴講者の関心を失わせ、そればかりか「それは今でも法学第一試験に関係するのですか?」と疑問を惹き起こす恐れさえある」という (Lepsius (2008), S. 6.)。

<sup>19</sup> イェシュテット曰く、「実定法科目に重点をおかずに(少なくとも[博士論文と教授資格論文という]二つの学術資格論文の一方をドグマーティクの分野で書かずして)、ドイツ(語圏)の国で大学教師として成功することはまず困難であろう」(Jestaedt (2012), S. 119.)。

存の法的命題や概念を不断に更新することが 要求される<sup>20</sup>。法ドグマーティクが(再)構成 した命題や概念は、法適用者をはじめとする 法律家の思考経済を合理化し、限られたリソ ースの中で法を発見し、あるいは批判することに貢献できる<sup>21</sup>。しかしその際に一またそれ ゆえに一「そもそも法とは何か」といったメ タ分析、あるいは非法的なコミュニケーションは、合理的な法的論証にとって錯乱要因と して忌避される傾向がある<sup>22</sup>。法的に有意なコミュニケーションを可能にする法ドグマーティクでは、絶えず法的な言明が再帰的に繰り 返されるため、必然的に非法的な思考様式や 基礎科目の認識が排除されるからである。

したがって、ドイツ法学が抱える困難な課題は、法ドグマーティクの構造に内在する、 法システム閉鎖的な性格にこそ求められるのではないだろうか。これを学問システムの側から動揺させる学術審議会の方針は、以上の考察をもってより良く理解できるだろう。

### Ⅳ. 学問システムに軸足をおく基礎科目

#### 1. 法学の学問システムとしての役割

本勧告に通底するのは、法学(部)に法ド グマーティクに軸足をおく法システムだけで はなく、基礎科目に従事する学問システムと しての役割も果たしてほしいという期待である。こうした期待から、本勧告では今日のドイツ法学が直面する法のEU化や国際化といった課題<sup>23</sup>に対し、基礎科目の強化、学際的・学問分野間の交流の強化、法学の学問システムへの開放が研究と教育の双方に要求される。

ところで、Iでも述べたように、本勧告の いう法学の学問システムとしての役割に期待 するとの言明は決して自明ではない。ここで はさしあたり、(憲) 法解釈学・(憲) 法理論・ (憲) 法科学をシステム論の観点から機能的に 分類する高田篤の説明が、本稿の理解の助け になると思われる。高田によれば、法解釈学 の任務が「法システム内部における個々の法 的決定「の〕首尾一貫性を保つ」ことである のに対し、法理論は「法解釈学とは異なって、 個々の法適用とは直接関わらず、法システム 全体に関連する。それは法システム全体が、 環境に適合しつつその首尾一貫性を保つこと ができているかということについての、法シ ステム内部における法の「反省理論」である」24。 このように、法ドグマーティクと法理論はと もに実践されている法システムを観察するが、 前者が法的実践を直に観察し、それゆえ法実務 に対する直接的な影響力を要求するのに対し、 後者はよりメタの平面で、法的実践を観察する 法ドグマーティクを観察するのである25。他方

<sup>20</sup> イェシュテットはドグマーティクの形成を、脱文脈化・一貫化・(再) 具体化の三段階の過程で説明する (Jestaedt (2012), S. 124ff.)。

<sup>21</sup> Gutmann (2020), S. 95f.

<sup>22</sup> Jestaedt (2012), S. 131f.

<sup>23</sup> もっともヒルグルーバーによれば、学術審議会が摘示する課題のうち、法学に固有の課題は「法のEU化・国際化の進展に伴う法の構造変化、国内外の法システムの動態的変化」のみであり、また何が「法の構造変化」と考えられているか明らかではないという (Hillgruber (2013), S. 700.)。本勧告の現状認識への批判として、Lorenz (2013), S. 704f.も参照。 24 高田 (2003) 153頁 (傍点筆者)。服部高宏は、ルーマンの法理論が「法システムの外部にある学問システムの一つとして捉

<sup>24</sup> 高田 (2003) 153頁 (傍点筆者)。服部高宏は、ルーマンの法理論が「法システムの外部にある学問システムの一つとして捉える立場から、法システムの内部で法の「反省理論」として分化自律した所謂「システム内システム」として」理解する立場へと変化しており、これが「「システム/環境」というシステム論の見方が徹底されてきた結果」であることを指摘する(服部 (1994) 176頁)。

<sup>25</sup> Vesting (2015), Rn.10-16 (邦訳7-13頁)。イェシュテット的にいえば、法システムを観察者の視点から観察するのが法理論、 法適用を志向する参加者の視点から観察するのが法ドグマーティクである(Jestaedt (2006), S. 17f., 27-30)。ただし、本勧告 で「法理論」は学問システムに位置づけられている。

で、「憲法科学は、憲法システムの外側から、 憲法システムを「学的に」、すなわち学的コミュニケーションとして分析する」ものであり、 「あらゆる学的メソッドを使用して憲法システムを外から分析するものであるため、次々に 拡大、発展していく」という<sup>26</sup>。

高田の見方によれば、法学の学問システム としての役割は、法システムをその外側から 観察することであり、その方法に応じて基礎 科目の分野は一例えば法哲学、法史学、法社 会学、比較法学といったように―無限に拡大 していく。上述のように、実践的な法適用の 補助を目指し、既存の法的概念を不断に更新 する法ドグマーティクの取り組みでは、こう した基礎科目の認識は複雑性を高める錯乱要 因として忌避される傾向があった。それゆえ、 法ドグマーティクの視点をよりメタの平面か ら―あるときは(憲)法理論の平面で、また あるときは(憲)法科学の平面で一補完し、 相対化する道筋を用意する必要がある27。法 学の学問システムへの開放は、基礎科目の制 度化により法システムを外側から「学的に」 観察する道筋を切り開くものである。

#### 2. 基礎科目·学領域内性·学際性

#### 2.1. 法学の複数性

さらに、本勧告では法学の学問システムへの開放として、学際的・学問分野間の交流の強化も勧告されていた。もっとも、それらの意味は決して明らかではなく、同じく学問システムをなす基礎科目との関係も明らかでは

ない。

ここで、複数の学問分野に係る学際性の考 察に先立ち、科学論的な視座から学問分野の アイデンティティに触れることが有益であろ う。さしあたりイェシュテットによれば、あ る学問分野のアイデンティティを規定するの は、その分野に固有の方法ないし認識手続 [Erkenntnisverfahren] であるという。「対象 は、あらゆる認識に先立ち存在し、あらゆる 認識から独立して存在するかもしれない。し かし対象は常に、選択されねばならない認識 (およびコミュニケーション) の手続の地平で しか把握されず、また間主観的にコミュニケ ートされえない」。28それゆえ、憲法学が一個 の学問分野であるならば、一個の認識手続に より規定される必要があるだろう。しかし、 憲法学―に限らずおよそ法学―には、一個の 認識の手続、対象、目標などはなく、その実 態は憲法ドグマーティク、憲法史学、憲法哲 学、比較憲法学といった複数の認識手続とそ れに応じた学問分野からなる「一個の複合的 な学問分野の集合体 [ein komplexer Disziplin-Cluster]」である。それゆえ、ある (下位) 分野の認識は、他の(下位) 分野の認 識と互換的に使用しえない<sup>29</sup>。法ドグマーテ ィクと諸々の基礎科目は優劣の関係にあるわ けではない。法学の複数性を改めて強調する ことは、ドイツ法学で、法適用の補助たる法 ドグマーティクとは距離をおいた、学問とし ての法学のあり方を照射する意義がある30。 以上をふまえて次に学際性について考察する

<sup>26</sup> 高田 (2003) 153-154頁 (傍点筆者)。

<sup>27</sup> Jestaedt (2012), 131f.

<sup>28</sup> Jestaedt (2007), S. 267ff.

<sup>29</sup> Jestaedt (2007), S. 270f. ヴァルドホフも「法学は「法」という認識対象に接近する分野ごとに異なる道筋の集合概念として 理解されねばならない」というが、イェシュテットとは異なり、それは「方法ではなく対象に規定される」という (Waldhoff (2012), S. 30.)。

<sup>30</sup> Gutmann (2020), S. 108f. ドイツ法学におけるドグマーティクと理論のディスコースの分離について vgl. Lepsius (2008), S. 3ff.

が、これは専門科目の内と外のいずれと関係 するかで、学領域内性と(狭義の)学際性に 分節化される。

#### 2.1.1. 学領域内性

まず学領域内性〔Intradisziplinarität〕とは、内部分化した法学の下位分野同士の関係をいう。例えば憲法学と刑法学、法ドグマーティクと法哲学、より個別的には憲法ドグマーティクと憲法史学といった具合である³¹。イエシュテットによれば、学際的な対話に対する学領域内的な対話の独自性は、事柄の内容にではなく人的な側面に認められるという。「法ドグマーティクだけはでなく、法史や法社会学などにも取り組む法学者の人格の裡に、学問分野として分離した複数の役割が一体化されるのである」。³²

もっとも、法学が内部分化することは、その対象範囲が一オートポイエーシス的に一増加し続けるために避けられないだろう。これは法学が扱う問題の数を増加させる反面で、「専門知が多く生産されればされるほど、個々の研究者がもはや見渡せないものの数もよりいっそう多くなる」ジレンマを抱える。「下位分野間のコミュニケーションの隔たりがあまりにも大きすぎるために、互いに示唆を与え合うことがもはや不可能になる危険が迫っているのである」。33この点については後述する。

#### 2.1.2. 学際性

他方で学際性〔Interdisziplinarität〕とは、 法学とその他隣接科学の関係をいう。例えば 法学と歴史学、法学と政治学などである。グ ットマンに従えば、「学際的な研究が必要なの は、学問システムの内部分化がますます進展 し、それに付随して知識が分野ごとに断片化 したことの帰結である」。<sup>34</sup>学問分野の分化自 律によって、各分野が見落とす盲点が生じる のである。それゆえ、ルーマン曰く学際研究と は、学問分野間の「相互依存関係の遮断」によ って生じた「見通しの悪さをできる限り主題化 し、再び研究に取り込む」ことをいう<sup>35</sup>。

# 2.2. 学領域内的・学際的なコミュニケーションの決まり事

それでは、学領域内的・学際的なコミュニケーションはいかに行われるべきか。その決まり事〔Regeln〕として、イェシュテットは次の4つを挙げる³6。第1に、上述のように2つの異なる学問分野は同一の認識手続を持たないため、コミュニケーションの決まり事は各参加者の側でしか定式化され得ない(学問分野のアイデンティティ)。第2に、およそ認識が選択を前提とする以上、その基準は常に参加者の一方の側からしか規定され得ない(視座の選択性)。例えば、法ドグマティカーの視点からは、法学の下位分野や非法的な降接科学により扱われる問いが、法ドグマーテ

<sup>31</sup> 法学の下位分野の境界線を、憲法学と刑法学といった実定法科目の間に引くか、それとも法ドグマーティクと基礎科目の間に引くかは質的に異なるが、本稿はいずれも学領域内性として扱う。本稿はその狙いに即して後者の区別に論点を限定するが、他方でリンドナーは前者の区別に焦点を当て、公法・民法・刑法の分化傾向に対し、共通の方法的基礎から「法学の一体性」を確保すべき旨を指摘する(vgl. Lindner (2016), S. 698f., 702ff.)。

<sup>32</sup> Jestaedt (2007), S. 277f; ders. (2008), 203. もっとも、一個の人格で行われるからこそ、各分野に固有の方法が混在する恐れがあるともいえる (ebd.)。

<sup>33</sup> Gutmann (2020), 99f.

<sup>34</sup> Gutmann (2020), S. 100f.

<sup>35</sup> Luhmann (1990), S. 460 (邦訳514-515頁)。

<sup>36</sup> Jestaedt (2007), S. 278ff.; ders. (2008), 203f.

ィクの側で自律的に規定される。第3に、自 己と異質な学問の認識は、法ドグマーティク の場合それ独自の手段を用いてしか受容され 得ない(一方の当事者による操作「operative Unilateralität])。他の学問分野の認識、原 則、コンセプトは、法ドグマーティクの場合 その固有法則性を考慮して「翻訳」される場 合にしか扱われ得ない。第4に、隣接科学の コンテクストを法ドグマーティクのコンテク ストへと移植することにより、受容された言 明の内容と意味は変化を被る(学問分野上の 帰化)。このように、学際的ないし学領域内的 な対話は、その語の意味に反しモノローグ的 な性格のものであり、それゆえ他の下位分野 や隣接科目の認識や成果は、もっぱら受け手 側からしか規定され得ないものである<sup>37</sup>。

#### 2.3. 基礎科目との関係

以上のことから、法史学や法社会学といった基礎科目は、法学の下位分野と見れば法ドグマーティク学領域内的な関係にあるが、依拠する方法ないし認識手続から見れば、隣接科学の方法を援用するため学際的な関係にある。では、基礎科目は形式的に法学の下位分野にすぎないのであって、実質的には隣接科学と何ら異ならないものだろうか。

この点につき、モルロクによれば、憲法社会学という憲法学の下位分野には、憲法学と社会学の双方が従事しうるという。両者の違いは、憲法という対象ではなく、「法システム内在的な視点」の有無である。すなわち、一方で憲法学者には、「法システム内在的な視

点」から法ドグマーティクへの還元が求められる(ただし直接的な法適用は志向しない)が、他方で法学から距離をおく社会学者の関心は、「法システム外在的な視点」からの純粋な事実認識におかれるという<sup>38</sup>。モルロクの見方では、双方の視点の違いが有益な学際研究の成果をもたらすことになる。

もっとも、基礎科目は法システムを外側か ら学的に観察する営為ではなかったか。憲法 社会学に「法システム内在的な視点」を要求 するモルロクの見方は、この理解と一見して 相容れないように思われる。しかし、ここで 注目すべきは、法学的な憲法社会学には常に 法ドグマーティクへの還元が要求される点で ある。この理解の前提となるのは、ドイツ法 学で法ドグマーティクが研究と教育の中心を なし、それと基礎科目をいわば中心と周縁の 関係と解する見方である<sup>39</sup>。グットマンも指 摘するように、「基礎科目の教員〔Vertreter〕 にドグマーティクに従事する責任を免除させ ないドイツモデルは、法学が互いに結びつき のない専門的なディコースに瓦解することを 阻止する」長所がある<sup>40</sup>。もちろん、他の下 位分野の認識や成果は常に受け手(法ドグマ ーティク)側からしか規定されないが、だか らこそ、基礎科目の法適用への影響は常に間 接的なものに留まらざるを得ない。こう考え れば、基礎科目には、実定法科目と隣接科学 の認識と成果の媒介者としての役割が認めら れよう。

<sup>37</sup> Jestaedt (2007), S. 280f.; ders. (2008), 204.

<sup>38</sup> Morlok (2014), S. 21ff.

<sup>39</sup> Jestaedt (2012), S. 133.

<sup>40</sup> Gutmann (2013), S. 699.

#### 3. 法学の一体性

もっとも、法学の内部分化の進展という事 実に鑑みれば、理論上無限に分化自律する基 礎科目の強化は、下位分野同士のコミュニケ ーションを困難にする恐れがある。もっとも、 このことは、実定法科目と基礎科目の対立が 「法学の一体性にとっても有害」とあるよう に、本勧告でも強く意識されていた。たしか に、基礎科目の強化自体は、2002年の法曹養 成教育改革でも重点領域科目の新設によって 行われていたが、学術審議会の評価では、こ れは専門分化した下位分野を増加させただけ で、法学の共通基盤をなす基礎知識の役に立 っていない41。そこで、本勧告では「法教養 教育 | コンセプト42の下、「専門主義的な応用 知から専門科目と専門科目外の文脈に関する 包括的な知識へとアクセントの移動を遂げる」 こと、そして「コンテクストを意識した知識 と基礎知識の伝達」による大学教育の細々と した知識からの解放が目指された。しかし、 問題はこの理念が、実際の研究と教育でどう 実施されるかであろう。

ここでも、ドイツ法学の一体性にとって重要な地位を占めるのは、法ドグマーティクであろう。ロレンツがいうように、学術審議会のように「基礎科目や学際性へとウエイトを顕著に移動させようとする者は、実践的な法学者がいかにしてそれに取り組むのかも示さ

ねばならない」。「さもなければ、法学は実務 との繋がりを完全に絶ち、また基礎科目や「法 と〇〇学 [Law and-Wissenschaften] | とし か定義されず、実際の法の衝突を十分な法的 安定性をもって処理することがもはやできな いような、[実務から] 完全に独立した法学の 概念が特徴づけられるだろう。それが行き着 くのは、現在見て取ることができる、研究教 授と授業教授が分離する不幸な傾向であり、 それは最終的に、授業 (それゆえ学問の伝達) の義務も負うと考える学者の軽視である」。<sup>43</sup> このように、基礎科目が法ドグマーティクに いかに応用しうるか〔anschlussfähig〕を示さ なければ、学術審議会が危惧する「一方で実 定法科目と基礎科目、他方で理論的な研究と 適用志向の研究の対立」に自ら陥ることにな るだろう。

たしかに、本勧告で基礎科目の強化が実定 法科目との「統合」としても観念されているように、この問題点は学術審議会にも共有されてはいる<sup>44</sup>。しかし、ヒルグルーバーによれば、学術審議会の示す基礎科目の強化による「視座の多様性」は根本的に誤解に基づいており、「非学問的なディレッタンティズムに終わる」という<sup>45</sup>。彼の批判は基礎科目の強化自体にではなく、分野ごとに固有の方法を備えた基礎科目のナイーブな取り込みが「方法混淆主義」―ラーバントのいう法学が「日々

45 Hillgruber (2013), S. 703f.

<sup>41</sup> これは多田(2017)のヒアリング調査でも指摘されている。

<sup>42</sup> なお、本勧告の「法教養教育」とは、1968/69年のロックム研究会〔Loccumer Arbeitskreis〕の「覚書」に由来すると見られている。ドイツの法曹養成教育では現在まで、第一試験で終わる理論的な大学教育と第二試験で終わる実務研修中心の実践教育からなる二段階方式がとられてきたが、1971年から84年の14年間のみ、一段階の法曹養成教育が並行して採用されていた。それに直接的な影響を与えたとみられるのが、授業カリキュラムへの社会科学の取り込み強化を目指し、修了試験の一元化を盛り込んだ上記の「覚書」であった。もっとも、これらの動きは当時の社会改革運動を背景とするものであり、それゆえリクセンは、学術審議会がロックムとの関係を明示せずにその精神を「脱イデオロギー化」した形で継承したと指摘する(Rixen (2013)、S. 708f.))。1971年ドイツ裁判官法改正までの議論状況については、vgl. Rinken (1996)、S. 282ff.

<sup>43</sup> Lorenz (2013), S. 707. 44 ただし、それが「一個のテーマにつき、例えば刑法や法哲学が同時に精神史や憲法の次元でも結びつけられる」ような「モ ジュール型の授業」(60f.) で果たして実現可能かは、別途検討が要るだろう。批判的な見方としてvgl. Lindner (2016), S. 702.

の政治評論」に堕する状態<sup>46</sup>—に陥ることに向けられている。「すべてを一度に見ようとする者は、全く何も見ることができないか、すべてがぼやけて見えるだろう」。各々の学問分野に固有の方法を意識することで初めて、学際的・学領域内的な対話が有意義なものとなる<sup>47</sup>。

これと関連して、本勧告では法のEU化や 国際化の進展に対して比較法の参照を推奨す るが、これは他国の法と法学を扱う困難だけ ではなく、それらの体系を取り込むことで、 例えばアメリカ派やフランス派といったよう に、法学の扱う事項の再/細分化をいっそう 促す困難も同時に引き受けることになる。し たがって本勧告は、法学の分化自律を必然的 に促す内在的な困難を抱える。

## V. おわりに

以上の考察を整理したい。まず、法学は法 適用者を補助する法ドグマーティクによって 法システムと結びつくが、そこでは基礎科目 の認識が構造上排除される傾向がある。その ため、法システムを学際的・学領域内的な基 礎科目により、外側から「学的に」観察する 道筋を制度化する必要がある。法学の学問シ ステムとしての役割に期待することは、この 意味で理解できよう。もっとも、基礎科目の 認識や成果は、それを受け取る法ドグマーティクの側からしか規定され得ない。さらに、 法学の共通基盤を確保するはずの基礎科目の 強化は、その下位分野の分化自律によって、 法学の一体性を瓦解させるジレンマを同時に抱えることとなる。これを回避するには、一見逆接的に思われるが、法学の中心に位置する法ドグマーティクとの結びつきに絶えず注意を払う必要があるだろう。

これらの考察から窺えるのは、本勧告のい う法学の学問システムへの開放が、隣接科学 との単なる学際的な交流では「現行法のより 良い理解」には到達できず、また各々に固有 の方法や認識手続を備えた基礎科目の単なる 強化では「法学の共通基盤の確保」もできな いことであろう。こうした難点のためか、本勧 告はその少なからぬ反響に反して「実務で認め られる足跡を残さなかった」と評される<sup>48</sup>。し かし、法学の方法を省察するその方向性自体 は近年の動向に棹差しており、理念レベルで は共有する余地がある。その一例として、理 論的に啓蒙された「基礎科目に敏感なドグマ ーティク」の可能性が指摘される<sup>49</sup>。もっと も、基礎科目の認識を法ドグマーティクに生 産的に取り込む方法如何は、本稿には荷が重 過ぎる問題であり、今後の課題としたい。

#### 「付記)

本勧告の講読にあたり、服部高宏教授(京都大学)から多大なるご指導を頂いた。ここに厚く御礼を申し上げる。また本稿は、科研費研究活動スタート支援(課題番号21K20087)の成果の一部である。

<sup>46</sup> Laband (1911), S. VII, X.

<sup>47</sup> Hillgruber (2013), S. 703f.

<sup>48</sup> Stolleis (2013), S. 712.

<sup>49</sup> Rixen (2013), S. 710. 同様の指摘としてLepsius (2008), S. 25ff.; Waldhoff (2012), S. 28.

#### 【参考文献】

#### 邦語文献

- ・小川浩三 (2011)「ドイツの法曹養成--大学と理 論教育」『比較法研究』74号31-43頁。
- ・栗島智明 (2018)「ドイツ憲法学の新潮流《理論》 としての憲法学の復権?」『法学政治学論究』117 巻33-68頁。
- ・高田篤(2003)「石川報告に対するコメント」『公 法研究』65号152-155頁。
- ・多田利隆 (2017) 「ドイツにおける法曹養成 --2003 年制度改革後の状況について」 『西南学院大学法学 論集』 49巻 2 - 3 号303-329頁。
- ・徳本広孝(2022)「ドイツの学術審議会」大貫裕之 ほか編『行政法理論の基層と先端』信山社、585-603頁。
- ・服部高宏 (1994) 「法が法であること --N・ルーマンのみる法教義学と法理論 --」 『法哲学年報』 170-177頁。
- ・福井康太(2002)『法理論のルーマン』勁草書房。

#### 独語文献

- · Grundmann, Stefan (2013) "Ein doppeltes Plädoyer für internationale Öffnung und stärker vernetzte Interdisziplinarität", *Juristenzeitung*, S. 693-697.
- · Gutmann, Thomas (2013) "Der Holzkopf des Phädrus Perspektiven der Grundlagenfächer", *Juristenzeitung*, S. 697-700.
- · Gutmann, Thomas (2020) "Intra-und Interdisziplinarität: Chance oder Störfaktor?", in: Hilgendorf/Schulze-Fielitz (Hrsg.), Selbstreflexion der Rechtswissenschaft, 2. Aufl. Tübingen: Mohr Siebeck, S. 93-118.
- · Hillgruber, Christian (2013) "Mehr Rechtswissenschaften wagen!", *Juristenzeitung*, S. 700-704.
- · Jestaedt, Matthias (2006) Das mag in der Theorie richtig sein···, Tübingen: Mohr Siebeck.
- Jestaedt, Matthias (2007) ""Öffentliches Recht" als wissenschaftliche Disziplin", in: Engel/Schön (Hrsg.), Das Proprium der Rechtswissenschaft, Tübingen: Mohr Siebeck, S. 241-281.
- · Jestaedt, Matthias (2008) "Perspektiven der Rechtswissenschaftstheorie", in: Jestaedt/ Lepsius (Hrsg.), *Rechtswissenschaftstheorie*, Tübingen: Mohr Siebeck, S. 185-205.
- · Jestaedt, Matthias (2012) "Wissenschaftliches Recht", in: Kirchhof/Magen/Schneider (Hrsg.), Was weiß Dogmatik?, Tübingen: Mohr Siebeck, S. 117-137.
- · Laband, Paul (1911) Das Staatsrecht des

- *Deutschen Reiches*, Bd. 1, 5. Aufl. Tübingen: J. C. B. Mohr.
- · Lepsius, Oliver (2008) "Themen einer Rechtswissenschaftstheorie", in: Jestaedt/ Lepsius (Hrsg.), *Rechtswissenschaftstheorie*, Tübingen: Mohr Siebeck, S. 1-49.
- · Lindner, Josef Franz (2016) "Einheit der Rechtswissenschaft als Aufgabe", *Juristenzeitung*, S. 697-707.
- · Loccumer Arbeitskreis (1970) Neue Juristenausbildung, Neuwied und Berlin: Hermann Luchterhand Verlag.
- · Lorenz, Stephan (2013) "Forschung, Praxis und Lehre im Bericht des Wissenschaftsrats "Perspektiven der Rechtswissenschaft in Deutschland"", *Juristenzeitung*, S. 704-708.
- ・Luhmann, Niklas(1990) *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp(徳安彰訳(2009) 『社会の科学 1 ・ 2 』 法政大学出版局).
- ・Luhmann, Niklas (1993) *Das Rechts der Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (馬場靖雄ほか訳 (2003) 『社会の法1・2』法政大学出版局).
- Morlok, Martin (2014) "Soziologie der Verfassung", in: ders., Soziologie der Verfassung, Tübingen: Mohr Siebeck, S.1-85.
- · Rinken, Alfred (1996) Einführung in das juristische Studium, 3. Aufl. München: C. H. Beck.
- · Rixen, Stephan (2013) "Juristische Bildung, nicht leicht gemacht: Die "Perspektiven der Rechtswissenschaft" des Wissenschaftsrats", *Juristenzeitung*, S. 708-712.
- · Röhl, Hans Christian (1994) Der Wissenschaftsrat. Kooperation zwischen Wissenschaft, Bund und Ländern und ihre rechtlichen Determinanten, Baden-Baden: Nomos.
- · Stolleis, Michael (2013) "Stärkung der Grundlagenfächer", *Juristenzeitung*, S. 712-714.
- ・Vesting, Thomas (2015) *Rechtstheorie*, 2. Aufl. München: C. H. Beck (毛利透ほか訳 (2015) 『法理論の再興』成文堂).
- Waldhoff, Christian (2012) "Kritik und Lob der Dogmatik", in: Kirchhof/Magen/Schneider (Hrsg.), Was weiß Dogmatik?, Tübingen: Mohr Siebeck, S. 17-37.
- ・Wissenschaftsrat (2012) Perspektiven der Rechtswissenschaft in Deutschland. Situation, Analysen, Empfehlungen, Drs. 2558-12, Hamburg, https://www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/2558-12.pdf (最終アクセス2022年8月25日).